

# 今後の協議会の進め方について

## 1 協議会の条例上の位置づけ

北海道立総合博物館条例

第20条 総合博物館の事業を円滑かつ適切に行うため、知事の附属機関として、北海道立総合博物館協議会を置く。

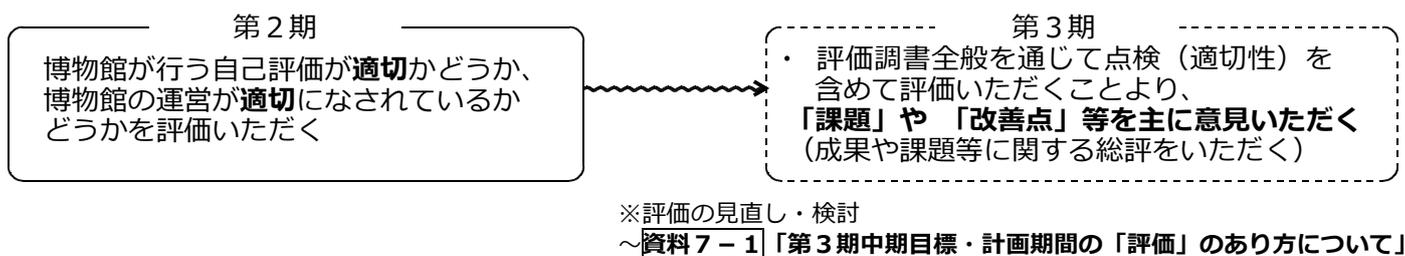
第21条 ① 協議会は、知事の諮問に応じ、総合博物館の事業に関する重要事項を調査審議する。  
② 協議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べるができる。

## 2 第2期中期目標・計画期間（R2～R6年度）において協議会に審議等いただいた事項

- (1) 第2期中期目標・計画期間における博物館の自己評価に対する外部評価（協議会評価）  
〈毎年度評価（事前、事後）、5カ年終了後の総合評価に対し〉
- (2) 第3期中期目標・計画の策定（期間：R7～R11年度） 〈R7.3策定〉
- (3) 新たな時代に対応する博物館のあり方 諮問に対する答申 〈R7.3答申〉

## 3 第3期中期目標・計画期間（R7～11年度）において協議会で審議等いただきたい事項

- (1) 第3期中期目標・計画期間における博物館の自己評価に対する外部評価（協議会評価）  
〈毎年度評価（事後）及び5カ年終了前・後の総合評価に対し〉



- (2) 第4期中期目標・計画の策定（期間：R12～R16年度） 〈R10～R11年度審議予定〉

## 4 想定スケジュール

区分	7年度（委員改選後）	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
第2期中期目標・計画	■ 自己評価 （第2期総合評価）〈報告〉					
第3期中期目標・計画	<b>■ 評価のあり方検討〈審議〉</b> ・ 評価内容・方法 ・ あらかじめ設定する評価項目・指標	■ ①回 R7自己評価 〈報告と審議〉 ■ ②回 R7協議会評価 〈総評等〉	■ R8: 同左 ■ R8: 同左	■ R9: 同左 ■ R9: 同左	■ R10: 同左 ■ R10: 同左	■ R11: 同左 ■ R11: 同左 ■ 第3期 総合評価 〈最終報告〉 〈総評〉
	■ 事業計画・予算 〈報告〉	■ ①回 事業計画・ 予算 〈報告〉	■ R9: 同左	(課題等を反映)		
第4期中期目標・計画				■ 骨子→素案→案 〈審議〉		■ 成案 〈報告〉